

西部運輸グループ 運輸安全マネジメントの情報の公表

対象事業年度：2023年1月1日～2023年12月31日

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全方針 『徹底した現場主義により安全最優先の経営を目指す』

経営者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。

経営者は、現場における安全に関する情報を入手し、現場の状況を踏まえ、社員に対し『輸送の安全最優先』の重要性を意識付けいたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

安全目標 『安全確認のルーティンを浸透し 構内事故撲滅』

- ◆ 労働時間の管理を徹底し、超過勤務のない安全な職場環境を実現する
- ◆ 安全教育の全社統一により、業界最高峰の安全レベル・運転マナーを目指す。

2023年度の結果(2023年1月～12月)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ◆ 重大事故(自動車事故報告規則 第2条) | 報告件数(有責事故) 3 件 |
| ◆ SDカード取得率 | 取得率 93.48 % |
| ◆ 飲酒運転の根絶 | 0 件 |

2024年度の目標(2024年1月～12月)

- ◆ 重大事故(自動車事故報告規則第2条 有責事故)件数 ゼロの達成
- ◆ 構内事故件数の大幅な削減 グループ前年比50%以下
- ◆ 改善基準告示の遵守 違反件数ゼロ件の達成
- ◆ 全従業員ゴールド免許取得 SDカード取得率95%以上
- ◆ 飲酒運転の根絶

3.自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計 総件数及び類型別の事故件数

◆ 2023年 総件数 6件

疾病による運行継続不能 2件 トンネル火災による被災 1件 重傷者が生じる事故 3件

4.安全管理規程

別紙 安全管理規程

5.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

全車デジタルタコグラフを導入し、徹底した安全運行のチェック体制を確率
適性診断機器を導入し、全運転者3年に1回の適性診断を受診
SAS・脳ドックなどの検査に対する助成を行い、健康起因事故の防止を推進
年4回、全グループを対象とした安全パトロールを実施
年3回、「安全週間」を全社で実施し、出発時のKYT動画の視聴・無事故褒章を実施
AI搭載型ドライブレコーダーの試験導入により、不安全行動の抑止と指導強化

6.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

事故発生時の事故速報発信と、各事業所による点呼時の周知徹底
年5回、全店運行管理担当者による「安全推進委員会」の開催、及び決定事項の周知
事業所単位での安全会議・班長会議・コンプライアンス会議の開催

7.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

初任運転者に対する特別な指導
事故惹起運転者に対する特別な指導
高齢運転者(60歳以上～)に対する特別な指導
「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく指導
入社後半年の間に実施するフォローアップ研修
重大事故惹起者に対する本部指導(2日間)
全従業員に対する安全運転講習会の実施 年4回 WEB方式にて実施
入社時の集合研修 グループを3エリアに分け、新入社員に対する集合研修を実施

8.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置 及び講じようとする措置

年間計画に基づき、安全管理体制を基本としたチェックリストにより内部監査を実施
車両保有事業所 25事業所 に対し本部監査員に加え、当社選任の内部監査員による監査を実施
改善事項に関し、事業所長会議(マネジメントレビュー等)により、全店で共有し改善を実施

9.安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者
西部運輸 : 占部恵司 東海西部運輸 : 小嶋憲章

10.行政処分情報の公表

令和3年7月12日発令の行政処分 西部運輸
運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
令和5年5月8日発令の行政処分 東海西部運輸
運転者に対する指導及び監督が不適切であった(一部不適切)